

公立学校共済組合一般事業主行動計画

1 計画の目的

この計画は、公立学校共済組合の職員が安心して仕事と家庭とを両立できるよう策定するものである。

2 計画期間

平成26年法律第28号により次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が改正され、有効期限が令和7年まで延長されたことにより、この行動計画は令和2年4月1日から令和7年3月31日までを計画期間とし、必要に応じて見直しを行うこととする。

3 計画内容

(1) 制度の周知

現行制度を広報誌やパンフレット等を利用し、周知を図ることとする。

(2) 所定外労働の削減

業務の合理化、超過勤務縮減のための意識啓発、定時退勤日の拡充・徹底等を進めることとする。

(3) 年次有給休暇の取得の促進

年次有給休暇の取得がしやすくなるよう職場環境の改善を図り、年次有給休暇の取得を促進する。

4 事業所単位での策定

公立学校共済組合としての本計画のほか、各支部（宿泊施設を含む。）、病院、本部においても事業所単位で行動計画を策定し、各自実施することとする。